

「八ヶ岳南麓を横断する高速道路はいらない！ 国道 141 号線の改良・改修を！」



中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会ニュース

No.74 2024年10月10日発行

住民の生活、自然と景観を破壊する都市計画 原案の即時撤回を！

山梨県庁は昨年 10 月、韮崎都市計画道路 1・4・1 号（中部横断自動車道）のルート案（都市計画原案）を発表しました。これは八ヶ岳南麓を横断するルート案で、高速道路建設によりこの地域の自然や景観、生活環境に甚大な被害をもたらすもので決して認めることはできません。

地域の現状を踏まえないで策定された ルート案

甲府河川国道事務所は都市計画原案の元となる「詳細ルート案」を作成し、昨年 7 月に山梨県へ送付しましたが、その「詳細ルート案」を決定する過程には多くの問題点があることが明らかになりました。

それは第一に、甲府河川国道事務所が現地の現状を把握することなくルート案を決定したことです。実際、甲府河川国道事務所が調査を委託したコンサルタント会社が作成した業務報告書には、環境影響評価の現地踏査の記録はありませんが現地の住宅、公共施設等を調査した報告はありません。9 月に行われた北杜市主催の都市計画道路の現時点での事業範囲に係る地区説明会で、住民から「詳細ルート案の決定の前に現地

の状況を見に来たのか」との質問が出ましたが、甲府河川国道事務所の担当者はまともな回答が出来ませんでした。

住民等への事前の意見聴取、相談もなし

第二に国交省はルート案決定に関し、2014 年に北杜市の中部横断自動車道活用検討委員会が策定した「道路プラン」などを参照して住民等の意見をルート案に反映させていると説明しています。しかしこの道路プランは 10 年も前の北杜市の状況の中で作られたものですが、国交省の決定したルート案は、その後の年月の経過で中部横断自動車道の対象となる地域に多くの住宅や別荘、店舗、様々な施設が建設されて状況が大きく変わっていることを考慮に入れていません。ルート案を決定するためには最新の現状の把握が必要となりますが、国交省はこれを怠り 10 年も前の状況を前提としたルート案を作成してしまったと言えます。

国交省の作成したこのルート案は北杜市の現状に全く適応できていないもので、それ故現地の住民等の大きな反発を招くことになりました。大泉町、高根町ではルート案が新築住宅を直撃するなどしたため、住民等の反発は非常に大きく、9 月の北杜市の地区説明会では参加した住民からルートの変更を求める要求や厳しい指摘

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会運営委員会
 <連絡先> 佐々木郁子 0551-47-6260（山梨県北杜市）
 郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 00220-7-50803
 ホームページ <https://chubuoudando.sakura.ne.jp>

等が続出したのは当然のことです。

長野県では原案公表前に住民等の意向を取り入れてトンネルでのルート案を決定

山梨県側では国交省や行政が一方的に高速道路建設の手続きを進めていますが、長野県側での住民への対応は全く異なります。2019年に発表された方法書では長野県南牧村の野辺山高原は高架構造での建設とされていました。しかし地元住民は苦勞して開墾してきた農地をつぶされることや高架による日照阻害などを懸念し、高速道路建設による農業や観光、住民生活等に与える影響を極力少なくするよう国交省、長野県、地元自治体へ何度も働きかけてきました。そのため行政が主催する勉強会や「みらい会議」、計画調整会議などが12回も開催され、1キロ幅ルート帯案や詳細ルート案が住民、長野県や地元自治体、国交省の検討・調整で策定されていたという経過があります。その結果、住民等の意向を最大限尊重する形で、野辺山高原のルートは当初の高架構造から地上への影響が比較的小さいトンネル構造へと変更されました。

公共事業では住民の理解と合意が大切

山梨県側での国交省、山梨県、北杜市の中部横断自動車道の建設計画の進め方は、住民、県民は「お上」の決定、言うことに黙って従えと言うような一昔前の強権的なやり方と違いはなく、手続きありきの住民無視と言っても過言ではありません。北杜市の地区説明会では、ルート案の説明に納得がいかず、高速道路のルート案で直撃され家や農地をつぶされる対象となった住民が「ルートを変更してほしい」と切実な要請を出しましたが、これに対して国交省、山梨県は「ルートは最適だ。変更するつもりはない」と言い切りました。ルート案（都市計画原案）をはなから変更するつもりがないと考えているなら、何のために国交省、山梨県は説明会を開いて住民等

の意見を聞くのでしょうか、

高速道路建設は公共事業であり、その必要性や建設計画の合理性、手続きの公平性・透明性を住民等が理解し、合意してはじめて進めることができるものです。事業への住民等の協力が得られないまま強行しても、それがどのような結果をもたらすのかは、全国で繰り広げられている道路に関する住民との紛争問題の数々を見れば明らかです。

国交省、山梨県、北杜市には、中部横断自動車道についての住民の理解と合意形成に問題があることを真摯に反省し、手続きをやり直し建設計画を見直すよう要求します。

9/13・14・16 北杜市が中部横断自動車道の道路事業範囲の地区説明会を開催

北杜市は、昨年10月に開催された山梨県による都市計画道路1・4・1号双葉・葦崎・清里幹線の説明会や今年1月の説明コーナー設置での説明が不特定多数を対象としたもので関係地域住民に十分に理解されていないため、改めて今年の9月に長坂、大泉、高根地区で地区説明会を開催しました。

この説明会には中部横断自動車道の道路事業範囲の詳細ルートに関係する多くの住民や、北杜市に來訪して地区説明会の開催の案内を手にすることが出来た別荘所有者や二地域居住者が参加し、国交省、山梨県からの説明を聞きました。しかしその説明は詳細ルート原案地域の現地の実情に応じた説明とは言えず、具体性を



9/13 長坂会場（長坂総合支所）

欠きあいまいで多くの疑問点が残る説明に終始し、参加した住民等からの様々な質問や要請に何ら答える内容ではありませんでした。

住民等から様々な厳しい指摘、要請が出される

参加者からは「一キロ帯ルートに入っていることを知らなかった。知っていたら住宅を建てなかった」「住宅を購入した際、ここが高速道路建設予定地だったと言うことを知らされず購入した」「ルートを変更してほしい」「ルート原案は住民の声や地域の実情を反映しておらず、撤回してほしい」との要請や、「ルート原案作成の際に配慮されるとする配慮ポイントの家屋、集落等がルート原案によって直撃を受けている。配慮ポイントの誤りではないか」「山梨県、国交省は現地調査をしたのか」「(工事になった時には)代替地は保証してくれるのか。補償にはリフォームした経費も考慮されるのか」「立ち退かなかつたらどうなるのか」「一方的な説明会ではなく意見交換会をやってほしい」などの切実な質問と厳しい指摘や意見、訴えが続きました。

今回示された都市計画の原案の詳細ルートに直接に深刻な影響を受けることになる住民は、詳細ルートはあくまで原案であり変更があり得ることをただしました。高根町東井出上の原地区や大泉町下井出地区からは、居住環境や住宅に深刻な影響を受けることが明らかになり実情を訴える厳しい意見が出されています。

これに対して山梨県や国交省は、「ルートは最適と考えているので変更は考えていない」などと昨年10月に開催された山梨県主催の都市計画の原案の説明会における説明や配布された説明会資料と異なる説明を繰り返すなど無責任な回答を行ったため、参加者からごうごうたる非難が巻き起こりました。

都市計画原案はあくまでも原案であり、地域の現状や住民の意見を踏まえて変更することは



9/14 大泉会場（大泉総合会館）



9/16 高根会場（高根農村環境改善センター）

当たり前のことで、それが行政の責任でもあります。何が何でも自分たちが発表したものは変更しないという山梨県、国交省のかたくなな姿勢は住民を無視するもので、断じて受け入れることはできません。山梨県、国交省には、地区説明会で出された問題点を再度ただし、今後も住民の意見を反映するために繰り返し住民等との意見交換会を開催するように強く要求していきます。

山梨県庁、都市計画原案の公聴会の日程を発表

山梨県庁都市計画課は北杜市での地区説明会で出された住民等の指摘・意見等を検証、検討するための山梨県、北杜市、国交省の3者の調整会議も行うことなく、9月23日から北杜市民に対して配達地域指定郵便で12月21日に都市計画道路1・4・1号双葉・葎崎・清里幹線についての公聴会を開催する通知を送付しました

この配達地域指定郵便は、北杜市に住民登録している市民等や郵便局に届け出している別荘所有者だけを対象とするもので、高速道路の建設計画で深刻な影響を受ける他の別荘所有者や

土地所有者は案内郵便の対象から除外されています。これは公共事業を行う行政として極めて差別的な対応であり、公平、公正なものとは言えません。

高速道路建設によりその影響、被害を受けるのは北杜市民も別荘所有者も変わりはないはずです。しかし山梨県庁はこれまでもそれら別荘所有者等は全く考慮に入れないで通知を郵送してこの計画を進めようとしてきました。これは行政の対応として公正性、公平性を欠くもので、あってはならないことです。

山梨県、国交省は北杜市での地区説明会の前から公聴会開催の日程を決めていた

昨年10月に山梨県、国交省が行った都市計画原案の説明会や、今年1月の説明コーナー設置での「説明」が北杜市の住民の理解や納得とは程遠かったため、北杜市は関係住民への理解を深めるために独自に地区説明会の開催を企画しました。

しかし山梨県、国交省は、北杜市が9月に行った地区説明会の開催前の8月中旬に、都市計画原案に関する公聴会を12月21日に開催する日程をすでに決めていたことが調査で明らかになりました。つまり、北杜市の地区説明会の開催で住民からどのような意見、要望が出されようともそれらは全く意に介さないということで、前もって公聴会の日程を入れていた訳です。このような住民からの意見や要望を聴こうとせず全く無視し、高速道路の建設計画の手続きだけを強行しようとする強権的な山梨県、国交省の対応には強い怒りを感じます。

公共事業では住民等への丁寧な説明と住民の理解、合意が不可欠であることは改めて言うまでもないことです。それ故山梨県、国交省は公共事業を進める責任者として説明責任を果たし住民の理解を得ていかねばならない立場にありながら、このような住民を全く無視して高速道路建設計画を強行しようとする断じて認

山梨県庁の都市計画原案の公聴会の通知

**中部横断自動車道(双葉JCT～長野県境)
(都市計画道路 双葉・葦崎・清里幹線)
都市計画原案の縦覧および公聴会開催について**

公聴会とは 公開の場で、都市計画の原案に対してご意見を発表いただく機会です。
公聴会で意見を述べる場合は、意見書の提出が必要です。

1 都市計画原案の縦覧 令和6年10月に開催した説明会のルートと同じものになります
○縦覧期間 令和6年10月7日(月)から令和6年10月21日(月) 土日祝日は除く 8時30分から17時15分
○縦覧場所 山梨県 都市計画課(甲府市丸の内1-6-1)、中北建設事務所 都市整備課(甲府市真川2-1-8)
北杜市 まちづくり推進課(北杜市須玉町大豆田961-1)
葦崎市 建設課(葦崎水神1-3-1)、甲斐市 都市計画課(甲斐市篠原2610)
○県都市計画課のホームページでもご覧いただけます [山梨県都市計画課](#) [Q検索](#)

2 公聴会の開催日時・場所
○日時 令和6年12月21日(土) 午前10時～
(予備日 令和6年12月22日(日) 午前10時～ 意見を述べられる方が多数の場合などに開催)
※公述人がおらず、公聴会を開催しない場合、もしくは、予備日に譲って開催する場合は、12/2までに県都市計画課のホームページでお知らせします。
○場所 須玉ふれあい館(北杜市須玉町若神子521-17) 予備日も同会場

3 公聴会でご意見を述べたい方は、意見書を提出すると共に当日発表をお願いします
○提出方法 意見の要旨、住所、氏名及び電話番号を記載した書面(裏面参照)を持参、又は郵送にて提出してください。
○提出期間 令和6年10月7日(月)から令和6年10月21日(月) 土日祝日は除く 8時30分から17時15分(必着)
○提出先 中北建設事務所 都市整備課(〒400-0065 甲府市真川2-1-8)
電話055-224-1671
○対象者 北杜市、葦崎市、甲斐市の住民や当案件の利害関係者
※公聴会のご意見を聞く場であり、ご意見等に対する回答はその場では行いませんので予めご了承ください。また、山梨県都市計画公聴会規則により質問できませんので予めご了承ください。

4 公聴会の傍聴
○公聴会を傍聴したい方は、当日、直接会場にお越しください。(定員約300名)
○来場者が多数の場合や混雑状況により入場をお断りすることがあります。
○公述の申し出がない場合は、公聴会を開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。
○公聴会は説明会と異なり、**傍聴の方は発言することはできません。**

お問い合わせ先
山梨県 都市計画課 計画担当 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
TEL 055-223-1716 FAX 055-223-1724
※説明会ではありませんのでご注意ください

めることはできません。

山梨県、国交省には八ヶ岳南麓での高速道路建設計画を見直し、住民等の意見を真摯に聴き、何度でも住民等との意見交換会を開催して住民参加に基づく本来の公共事業の在り方を取り戻すことを強く求めます。

国交省の「詳細ルート案」決定の手続きに重大な問題点が発覚！

昨年10月に山梨県が発表した都市計画原案のベースとなった国交省の「詳細ルート案」の作成の手続きに重大な瑕疵があることが、沿線住民の会の調査で明らかになりました。

国交省の詳細ルート案は八ヶ岳南麓を横断するもので、多くの道路や河川、農業施設と交差し影響を与えることが予想されます。そのため甲

府河川国道事務所は詳細ルート案を山梨県に送付する前の2013年6月29日に、当時の大和田宜雄地域防災調整官、竹内秀典専門官が北杜市道路河川課を訪れ、中部横断自動車道と交差する北杜市管理道路及び河川に関する交差条件、交差方法についての説明を行いました。その結果、国交省は北杜市に「確認をいただいた」とする報告書を作成していました。

しかし沿線住民の会が2024年5月29日にこの件について北杜市道路河川課の向井克昌課長に聴取したところ、国交省からルートの説明はあったが確認、了承をしていないと返答しました。

世界かんがい施設遺産の村山六カ村堰 土地改良区の了承も得ていない

また、中部横断自動車道のルートが横切る予定の北杜市高根町の世界かんがい施設遺産に指定されている村山六カ村堰疎水に関しても、国交省は管理者の村山六カ村堰利用組合の確認・了承を得ていませんでした。沿線住民の会の質問に対して、2024年9月30日に同利用組合の理事長はルート案の発表の前も後も「国交省からは何の話もきていない」と回答しています。

河川や農業用水施設には水利権があり、管理者の了解がなければその上に勝手に橋をかけたり現状を変更することは認められていません。国交省は現地の北杜市や村山六カ村堰利用組合の確認、了承を得ないで勝手に「詳細ルート案」を決定したことはこれらの事実からも明らかで、これは手続きの重大な瑕疵と言えるものです。

国交省のルート案作成時の「配慮ポイント」は古い資料に基き決定したもの

更に、国交省が「配慮ポイント」を決定する際に使用した地図等の資料は古いもので、北杜市の現状を反映したものでないことも明らかにな

っています。

国交省は「詳細ルート案」の決定の手続きの重大な瑕疵認め、速やかに山梨県に送付した「詳細ルート案」を撤回するよう求めます。

情報開示請求で中部横断 道の道路事業範囲の対象 とされた地域が明らかに

北杜市の主催で9月に開催された道路事業範囲の地区説明会は開催趣旨によると、昨年10月に山梨県が開催した不特定多数の住民等を対象にした説明会ではなく、現時点での道路事業範囲に関わる地区の住民等を対象にして行うものとされています。

沿線住民の会は地区説明会の開催案内が郵送された以降、北杜市が住民等に対して行ったそのお知らせの配布先、配布方法及びそれぞれの周知方法による具体的な配布数を記載した文書の開示請求を行いました。それに対して北杜市建設部道路河川課(管理担当)は地区説明会開催後の9月19日に開示決定し文書が開示されました。配布先、配布数と周知方法について開示された文書、表はP6の掲載の通りです。

中部横断自動車道(長坂～八千穂間)道路事業範囲の配布先として町、地区、班(自治会)の記載があり、周知方法として地区加入者には配布・回覧とし、住民登録者で地区未加入者へは郵送、住民登録外者別荘等はポスティングとしたとされています。また北杜市はこの間の沿線住民の会からの強い要請により、今回の地区説明会の開催に際しては道路事業範囲の別荘等の現状を実踏して可能な限りポスティングしたと説明しています。

国交省及び山梨県はこれまでにに行った方法書の説明会や環境影響評価の現地調査、都市計画原案の説明会、都市計画原案の公聴会などの告

示方法に関して、北杜市の住民等へ配達地域指定郵便を送って周知したとしていますが、郵便局に特定地域郵送に関わる住所の届出をしていない別荘等の所有者や二地域居住者に対して通知が届いていないことにはまったく無自覚なのです。今回、北杜市が行った対処のように、住民登録外の別荘所有者、二地域居住者等を自ら調査してその現状を確認しなければ説明会等通知をすべての関係者へ周知することが出来ないのは明らかです。

それでも、北杜市へ来る時期によっては別荘所有者等が通知を受け取れないという問題も残りますが、公共事業を進めようとする事業者にとっては関係する住民等への通知の周知を徹底するためにできる限りの努力をすることは最低限の義務であることには変わりありません。

建設計画に関係する住民等に知らせず に手続きだけを強行するのは公共事業 の名に値しない

北杜市には約 14000 軒以上の別荘・二地域居住住宅があり、中部横断自動車道の建設によりその中の多くの住居が関係し影響を受けることとなります。様々な通知を配達地域指定で郵送したからといって、北杜市では関係する住民や別荘所有者に周知が徹底されることがないことは明らかで、これは中部横断自動車道の建設計画が発表された 2010 年から住民等が何度も指摘し続けてきた問題点でもあります。

住民の指摘を受け国交省はこの周知方法の不備を認め、その他の出来る限りの手段も使って周知の徹底をはかってきたとこれまで説明してきました。しかしそれは言葉だけで、実際には全く不十分な周知方法を繰り返し続けてきたのが実情です。

中部横断自動車道の建設計画では、国交省、山梨県はこれまで住民登録外者の別荘等の所有者の財産権等に関係する重要な知らせについてもれなく情報の周知徹底を図ることをせずに高速

中部横断自動車道（長坂～八千穂間）地区説明会【配布す方法・数】

町	地区	配布先 (班 自治会)	周知方法				配布年月日
			配布・回覧 地区加入者	郵送 住登者 地区未加入	ポスティング 住登外者 別荘等		
高根町 1,033	東井出	上の原	25	10	7	21	R6.8.30
		東部	堤	39	14	39	26
	西部	新井原村	27	1	17	11	R6.8.31
		八ツ牛	25	5	4	4	R6.8.30
		持井	50	33	79	49	R6.8.30
	熟見北	上西原	60	42	64	55	R6.8.30
	長沢	窪長沢下	18	4	13	19	R6.8.31
		原長沢下	34	5	21	15	R6.8.31
	西滑里	下念場	59	120	165	85	R6.8.31
		中滑里	東念場	66	35	109	76
小計			403	269	518	361	
長坂町 95	秋田北	南新居	33	43	26	19	R6.8.25
		小計	33	43	26	19	
大泉町 203	大泉1区	寺所	21	16	10	8	R6.8.30
		下井出	102	26	36	30	R6.8.30
	小計			123	42	46	38
合計			559	354	590	418	
						配布総数	1,331

※「地区加入者」…令和6年度地区文書配布名簿から
 ※「住登者地区未加入」…住民登録はされているが、地区に加入されていない方
 ※「住登外者別荘等」…GIS航空写真から抽出した戸数
 但し、住居以外(小屋、倉庫等)も含まれている可能性もあるため、現地を確認しながら配布のため、実配布戸数とは誤差が生じる

道路建設に関する諸手続を進めてきました。国交省、山梨県は八ヶ岳南麓の別荘所有者、二地域居住者等への権利侵害等を 10 年以上にわたって続けてきたと言っても過言ではありません。これは憲法に保障されている財産権の侵害にもあたる重大な問題です。

都市計画原案はあくまでも原案で地域 の実情を踏まえた変更は当然のこと

詳細ルート案が発表される前に国交省がコンサルタント会社に委託して作成させた環境影響評価の現地調査の報告書の内容は、いまだに住民等にはなんら公表されておらずその説明もされていません。国交省の担当者は、「詳細ルート案」や都市計画の原案には環境影響評価の現地調査の結果はまだ反映しておらず、自然環境や住民等の生活等への影響を踏まえた環境保全策は今後の検討課題であると表明しています。

さらに、ルート案決定の際の「配慮ポイント」設定の問題点も住民等から指摘されており、その検証作業も今後必要となってくることは明らかです。そのため中部横断自動車道のルート案、都市計画原案は、今後の検証の過程で多くの変更が加えられるのは必然といえます。